

役場からの お知らせ

福島町身体・知的相談員の委嘱

地域相談員として北海道から、福島町身体障害者相談員・福島町知的障害者相談員として、2名の方が2年間再委嘱されました。

障がい者に対する虐待、差別などの不利益な扱いや地域で暮らす障がい者の生活に関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに関係機関に情報提供を行います。

相談内容は秘密が厳守されます。お気軽にご相談ください。

■委嘱期間

令和2年4月1日から
令和4年3月31日まで

■地域相談員

- ・身体障害者相談員
小林佳子さん（宮歌）
- ・知的障害者相談員
吉澤てるさん（塩釜）

■お問い合わせ先

福祉課福祉係
☎47-4682

船揚場・漁港を使用しているみなさまへ

船揚場および漁港を使用する場合の使用料は4月1日を

基準としています。

船揚場・漁港に置いている船舶は使用の有無にかかわらず使用料がかかりますので、使用しない船舶は撤去されま

すようお願いいたします。また、船揚場・漁港では、ゴミのポイ捨て等はせず、きれいに使用しましょう。

■お問い合わせ先

産業課水産係
☎47-3002

プレジャーボート等の漁港使用申請の受付について

令和2年度（令和2年4月1日から1年以内の使用期間）の漁船以外の船舶（プレジャーボートなど）の漁港使用に係る申請を受け付けています。

■使用可能漁港・隻数

- 福島漁港
23隻（1隻寄港のみ）
- 吉岡漁港
4隻（2隻寄港のみ）

■必要書類

- ①施設使用許可申請書
- ②船舶検査証の写し
- ③船舶全体・船名を撮影した写真
- ④海技免許の写し

※申請者が定数を上回った場合には、抽選となります。

■申請場所・お問い合わせ先

産業課水産係
☎47-3002

林野火災に注意しましょう！

空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期となりました。森林は、自然とのふれあいの場として、多くの人々に利用されています。しかし、毎年春になると集中して発生する林野火災によって、貴重な緑の資源が失われています。林野火災は、4月から6月に集中していることから、この期間を『林野火災危険期間』とし、特に4月21日（火）から5月31日（日）までを『林野火災予防強調月間』として積極的に予防運動を進めます。一人一人が貴重な緑を守るため、林野火災の防止にご協力の程よろしく願います。

■お問い合わせ先

産業課農林係
☎47-3002

は、音を鳴らすなど基本ルールを守りましょう。それでもヒグマに出遭ってしまった時は、落ち着いてその場から立ち去りましょう。

■ヒグマに遭遇しない為の基本ルール

- ・出沒情報に注意する
- ・一人で野山に入らない
- ・音を出しながら行動する
- ・薄暗い時には野山に入らない
- ・フンや足跡を見つけた時は引き返す

■お問い合わせ先

産業課農林係
☎47-3002

・食べ物やゴミは必ず持ち帰る

■お問い合わせ先

産業課農林係
☎47-3002

ゴールデンウィーク中の尿の汲み取りについて

4月29日（水）及び5月2日（土）から5月6日（水）までは、し尿の汲み取りを行いませんので、早めにお申し込みください。

■お申し込み先

有限会社上嶋環境営繕
☎47-2037

■受付時間

午前8時から午後5時まで

■お問い合わせ先

町民課町民係
☎47-4681

野良ネコに餌を与えないで！

野良ネコに餌を与えると、その場所に住み着き、糞尿被害や庭が荒らされるなど、近隣住民に多大な迷惑がかかります。また、繁殖をした場合には、不幸なネコをさらに増やすこととなります。飼う意思のないネコへの餌やりは、絶対にやめましょう。

また、ネコの放し飼いや同様に、飼い主の目の届かないところで近隣住民に迷惑をかけている場合があります。ネコは室内で飼いましょう。

■お問い合わせ先

町民課町民係
☎47-4681

お詫びと訂正

3月号でお知らせした民生委員・児童委員の電話番号に誤りがありましたので、訂正しお詫び申し上げます。

○豊浜 小間セツさん
☎48-5243

☎48-5326

○千軒 笹井勝江さん
☎47-3691

☎48-3029

■お問い合わせ先

町民課町民係
☎47-4681